

大治町防犯対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大治町防犯対策補助金(以下「補助金」という。)は、安全なまちづくりを推進するため、防犯対策に要する経費に対し、予算の範囲において交付するものとし、その交付に関しては、大治町補助金等交付規則(平成9年大治町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助金額等)

第2条 補助対象は、次のとおりとする。

- (1) 町内に所在する住居の犯罪防止の効果が期待できる屋外に、人感センサー等により灯りを自動で点灯及び消灯させる装置(以下「センサーライト」という。)を設置する事業
- (2) 町内に所在する住居に、一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺(対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。)を目的とする電話(以下「迷惑電話」という。)による被害の未然防止の効果が期待できる、次のいずれかに該当する装置又は電話機(以下「特殊詐欺防止用電話機器等」という。)を設置する事業

ア 自動応答録音装置

固定電話機に接続する装置であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する装置

イ 特殊詐欺対策電話機

自動応答録音装置等を備えた、迷惑電話への対策機能を有する固定電話機

ウ 自動着信拒否装置

固定電話機に接続する装置であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する装置

2 補助事業の内容、補助事業者、補助対象経費及び補助金額等は別表のとおりとする。

(申請手続き)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業完了後3か月以内に防犯対策補助金交付申請書兼請求書(別記様式)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書等又はその写し(購入品目や工事内容が確認できるもの)

(2) 製品の規格がわかる書類(取扱説明書、カタログ等)

(3) 補助事業実施前及び完了後の写真(センサーライトのみ)

2 規則第10条に規定する実績報告は、前項の申請をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付決定等)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し金額を確定したときは、口座振込により補助金を交付するものとする。

2 規則第4条第2項及び第11条による通知は、補助金の口座振込をもってこれに代えるものとする。

(補助金の返還)

第5条 町長は、補助事業者が不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和４年１０月３日から施行する。

附 則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この告示は、令和７年３月１日から施行する。

別表（第２条関係）

補 助 事 業 の 内 容	補助事業者	補助対象経費	補助金額等
セ ン サ ー ラ イ ト を 設 置 す る 事 業	町内に住所を有する者（住民基本台帳に記載）で、補助事業を実施する者（１世帯につき５基を限度とする。ただし、令和元年度までに当該補助金を利用した世帯は４基を限度とする。また、同一年度内の申請は１世帯につき２基までとする。）	センサーライトの設置に係る購入費及び工事費（別購入の乾電池等の電源費用及びポイント利用分を除く。また、補助対象経費は、１基毎に算出する。）	補助対象経費の２分の１以内の額（１００円未満の端数は切り捨てる。）とし、１基につき８千円を上限額とする。
特 殊 詐 欺 防 止 用 電 話 機 器 等 を 設 置 す る 事 業	町内に住所を有する者（住民基本台帳に記載）かつ補助事業を実施する者で、申請年度末時点の満年齢が６５歳以上の者（以下「高齢者」という。）又は高齢者と同居する者（１世帯につき１台を限度とする。）	特殊詐欺防止用電話機器等の設置に係る購入費及び工事費（ポイント利用分を除く。）	補助対象経費の２分の１以内の額（１００円未満の端数は切り捨てる。）とし、１台につき５千円を上限額とする。